

平成25年9月10日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	14番	内藤明	委員
15番	高橋勝文	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

13番 佐藤良一 委員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局 局長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
那須吉雄	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局 局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	遠藤啓一	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

予算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
平成25年9月10日(火) 本会議休憩中会議

開 会

日程第 1 議第61号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時15分

○**國井輝明委員長** ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○**國井輝明委員長** 日程第1、議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明委員長** 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○**國井輝明委員長** 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問、答弁とも簡潔明瞭に行う

ようお願いいたします。

初めに、議第56号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 9ページ、10ページ、11ページ、12ページ関係でお尋ねをいたします。

11の1の2、分担金負担金の関係、13の1の3国庫支出金の関係、20の1の8、市債の関係、それぞれ関係してでありますけれども、今回の7月の豪雨被害が激甚災害の指定になったわけでありまして、市長の報告にもありましたように、補助率が20%から30%かさ上げとかアップされるという話があったわけでありまして、市の負担割合というのは激甚災害の指定になって変化あるのかどうかということが1点です。

2点目は、それぞれ調査をされて申請されているんだと思いますが、査定はいつごろで、事業採択の決定時期というのはいつごろなのかというのが2点目です。

3点目は、今回それぞれ負担金なり国庫支出金、市債それぞれ計上されているわけですが、当然、激甚指定をなったという、そのことを見ての数字であろうと思っておりますけれども、それでいいのかどうか。この3点お尋ねをします。

○國井輝明委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、順次御説明申しあげます。

分担金についてでございますが、激甚災害指定になったことにおいて分担金に対しての変更があったのかということでございますが、分担金につきましては特段の措置はとっておりません。平常と同じ分担金の率を適用しております。

補助関係の査定の時期と補助の採択の時期につきましては、担当が農林課になりますので、後ほど農林課長からお願いしたいと思います。

起債につきまして、激甚災害になったことにおいて起債の充当率がアップになるのかということでございますが、それについてはあるようでございます。以上でございます。

○國井輝明委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 それではお答えいたします。

災害に対する査定の関係の御質問でございますが、9月第1週から農林関係の査定が入っております。先週、今週、来週、第3次までの査定がありまして、それぞれ寒河江市で順次査定を受けているところでございます。

事業の決定につきましては、査定課が実際その都度整理しながらこの分については国庫補助に該当する、該当しないと判断しているところでございます。以上でございます。

○國井輝明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 最初の質問は、激甚災害の指定になって市の負担割合は変わるのかと、私聞いたんです。国からの補助率が上がるというのは農家の人の分担金の部分ね。分担金負担金出さないとならない部分、ここの部分が同じというのは、財政課長の答弁がそこ、ちょっと整理してほしいんです。市が出す部分が激甚災害の指定になろうと何しようと同じで、国からかさ上げになった部分は個人の部分が減っていくということなのか、こういう制度の中身を少し教えて、わからないものだからきのうの一般質問でもお尋ねしているんですが、20%から30%補助率がアップになりますとは市長からは広報でも出ているんですね。したがって、その中身。国から来る部分、市が出す部分、関係者、農業の場合は農林の場合は農家が出す部分があるわけですから、そのところ少しわかりや

すく教えていただきたいんです。

それから、採択の時期は9月第1週から始まっていて第3次までである、その都度決定をしていくということまではわかりました。最終的にいつごろ、9月中に終わるという見込みなのか、10月までずれ込むのか、この辺教えていただきたいと思います。

それから、今回の計上は激甚災害の指定を受けて、それを見越しての数字が計上されているんだかというのを、私お尋ねしているんですが、市債はアップなるという、市債の部分だけ、そして例えば負担割合を同じにしたという、農家の部分が逆に言うと通常のやつより少なくて済むんだろと思うんです、私は。国から来る部分アップなるというので、個人の負担が少なくて済むとなれば予算上もそうならないとならないと思うものだから、そこら辺も少しわかりやすく教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 犬飼農林課長。

○**犬飼敬一農林課長** お答え申し上げます。

最初の市の負担、地元分担金の関係、これについては国からの補助が2割ないし3割アップするものですから、それぞれの負担額が分担金なり市の負担がそれぞれ減っていく、負担金が上がる割合で減っていくとなります。

2番目の災害査定なんですけれども、来週で寒河江市の分は全て査定を受け終わります。その中で決定するということとなります。以上です。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** 今、農林課長から話がありましたように、激甚災害によりまして国の負担割合が2割から3割増額になるということでございますが、一応その分を見込んで歳入の部分を積算しておりますので、その激甚災害指定の分については見込んであるということでございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 今ので、最後の財政課長のやつ、あるいは農林課長の答弁で状況は理解するんです。しかし、こういう担当所管、農林課長も頑張ってくれてくれるんだけど、こういうことが農家に、正確に的確にスピーディーに伝わらないと、農家がこれに手を挙げたらいいか何だかわからないんですね。そうなった場合はこうなります。ならない場合はこうですということをしていただきたいですということをきのうも申しあげているんです。今の状況でわかりましたけれども、あと歳出の関係で改めてお尋ねをしていきたいと思います。

ぜひ、そういうことをスピーディーに、ぱっぱとやってほしい。議場で聞いてもこういう状況ではやっぱり農家の人に伝わる部分というのはもっとはっきりしなくなりますので、よろしく願いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 防災無線の消防債の関係でお尋ねしますが、交付税措置の裏負担と申しますか、どのくらい、どういう内容なのか。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** 防災関係の交付税の裏負担ということでございますね。これにつきましては予算帳にあるとおり、起債につきましては100%の記載の充たになります。そのうち、70%について交付税の措置があるということでございます。緊急防災減災の起債を使うということでお考え

ところでございます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第1款から歳出第2款までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出第3款から歳出第4款までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出第6款から歳出第9款までについて質疑はありませんか。後藤委員。

○**後藤健一郎委員** 第9款消防費防災行政無線についてお伺いしたいと思います。

こちらは、屋外にスピーカーをつけて災害情報であったりというのを放送するという形になると思うんですけども、どの程度、個数というんでしょうか。町会に1つとか、どれくらいスピーカーをつけるのかというのを教えてください。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長** 現在の計画、想定では63ほどで市内の居住地をカバーできるのではないかと、いうことで想定しております。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○**後藤健一郎委員** ありがとうございます。

63ほどということで、それについてお伺いしたいんですけども、防災無線の問題点としてスピーカーの近くだと非常にうるさいと、遠い方だとなかなか聞こえないということがありますし、現在家が高気密になっているので、窓を閉めているとなかなか外の音が聞こえない。例えば今回非常に大きな災害になりましたけれども、暴風雨の場合であったり、またはエリアメールとかで、寒河江だと一番多いのが大雪の警報なんですけれども、大雨や大雪といった場合だと、なかなか聞こえないけれども、窓をあけづらい状況というんでしょうか、考えられるんですけども、そのあたりに関してどのように御検討されていらっしゃるでしょうか。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長** 拡声器による広報については先ほど後藤委員がおっしゃったような課題があるということについては承知しているところでございます。

基本的には、完璧に100%、拡声器で全ての住民の方に通知になるかということ、100%カバーというのはなかなか現実問題難しいのかなとは思いますが。大雨、大雪等につきましては早期に予報、警戒警報ですとか予報が出されるときに広報するのが一番かなと思いますし、複数のチャンネルを同時に持つべきだと思っています。

ただ、一斉に広域的に瞬時に広報するというものとしては、やはり防災行政無線が現段階では一番有効な手段だと思っていますので、それ以外の部分については、例えばエリアメール、緊急広報メール等につきましては契約会社等についても拡大したわけなんですけれども、それ以外にも町会長さんの数程度は子機というものを配置できるように検討しているところでございます。これは屋内にいても居住地の代表の方については通知ができるようにということで現在検討して、続けてその方向で準備しているところでございます。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○後藤健一郎委員 一番有効な手段として今回防災行政無線を検討されたということだったんですけども、自治体によってはこういった行政無線でなく、コミュニティーFMを導入するということもあるようですけれども、その点は御検討されたのかどうか教えてください。

○國井輝明委員長 富澤総務課長。

○富澤三弥総務課長 コミュニティーFMについては現段階ではまだ検討はしておりません。

○國井輝明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第10款から歳出第11款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 先ほども歳入の部分でお尋ねしましたけれども、集中豪雨による農林被害の関係です。この関係で、先ほどもありましたように、20%から30%の補助率が、国からのやつがアップなるということですが、このことについて農家の部分がどういうふうになっているのか。

もちろん、それを見越してこれらの予算は計上しているということがさっきあったわけでありまして、その辺の周知というか、国の激甚災害の指定は既になっているわけですね。もちろん、前は災害があって地域でまとめて市に上げる。市でも来て、現場も見てくれていろんな書類なども整備してくれる。しかし、そうなったらこうなったんだ、こう変わるんだとももちろん最終決定は違いますけれども、これから査定があって決定ということになるんだと思いますけれども、その辺の関係をきのうもお尋ねをし、できるだけ早くわかるようにするという事なんですけれども、こういう点、いつころまでどういう形でなるのか。私、実行組合長もしているんです。私のところに取りまとめして上げているんですけれども、そういう関係を報告するにも、最終決定になってからこの箇所が採択になった、ならないということになってからでない役所はできないということも、わかります、一理。一つの考え方としてわかります。しかし、激甚災害の指定になった場合はこうなりますというぐらい、そうでもない場合にこうですということ、やっぱり教えてもらいながらそれを地域の人もそれに対応するという事にぜひしていただきたいんです。そこら辺の考え方をお聞かせをいただきたいと思いますが。

○國井輝明委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 お答えいたします。

当初、災害の状態を把握しながら、関係者の方々といろいろ協議してまいりました。その中で当然ながら農林災害については地元分担金というものがつきまといまいます。そこにはある程度補助の財源、それを見越した上で御説明する必要があるということで当初から考えていたところです。

農家の方に、幾ら国から来るということを想定しながら説明するかなというところで、市の中でも大分検討させていただきましたが、今回の予算の中で国からの補助金については80%を見込んでいます。農家の方に説明を行う際についても80%国から補助しますよ、ということ、これを前提に説明させていただきました。特にそごはなかったと思っています。

途中で、状況が変わった場合については、委員がおっしゃったようにいち早く伝達するような形で今後とも進めてまいりたいと思っております。

○國井輝明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 ぜひ、これからもしていただきたいんですが、この過程の中でも、実態を知ってもらうために申しあげますけれども、こっちはそういう、80%来てさらに市で何ぼ出してその20%

の中ではこうなるんだと話をされているところと、全然わからないところとあるので、統一した形でのご希望したいと思います。

それがわからないと、役所と市民との関係では、災害があっても役所がそういうノウハウを全部持っているわけですから、役所がしてくれるという、役所にさせていただくという意識になるんですね。住民自治ということからすればやはりそういうことをちゃんとしてもらわないとだめだと思います。

復旧費が今の時期ですね。したがって、年内にできるのかどうかあるいは年度内にできるのかどうか、この辺の基本的な考えを教えてくださいたいと思います。

○**國井輝明委員長** 犬飼農林課長。

○**犬飼敬一農林課長** お答えします。

今回の災害復旧につきましては速やかに実施してまいりたい、先ほど申しあげましたとおり、国の事業につきましては査定を現在受けて来週には全て査定が終わる予定でございます。

本議会で予算が可決しましたら、速やかに購入の発注の段取りに入っていきたいと考えています。施工につきましては、できれば雪降る前の条件のいいときに完了できれば、ただ雪が早かったり天候の関係でできない場合については、3月末までとなる場合もあろうかと思っておりますけれども、基本的には年内と考えております。以上でございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 去年、おとしもあつたんですね。補正予算組んで農林関係の災害復旧予算化したんです。しかし、発注ならなくて、ずっとって雪降ってから仕事始めたのよ。そして次の年の春の雪解けのとき、まだぞろっと落ちたのよ。そういうことがあるんですね。したがって、今課長が言ったように、議決したら早急にやって雪降る前に対応したい、最悪の場合は来年の3月までという話もありました。しかし、業者の方々も忙しいんだかと思っておりますけれども、やはりそういう形になるようにしてほしいということが1つです。

それから、おととしのやつ、去年だめで、去年1年間調査をして、ことしの当初予算に盛られていました。災害復旧でやると、やらないでいるうちにまた落ちたんですね。そういうことがあるものですから、ぜひその辺対応してほしい。

そして思うのは、こういうふうに農林被害がいっぱいあるというと、担当者が足りないのではないかというのが市民の目なんです。職員も足りないから予算が通っていても発注できないという、おととしのやつで去年落ちたところ、ことしも当初予算がついているわけですから、それで今まで発注ならなくて、7月の雨で落ちたと、こういうこともありますので、実際その辺の、職員が足りなくて事務的にできないということであれば、せつかく予算を通しても、おととしと同じような問題が起きると悪いので、この辺についてもどういう状況になっているのかも教えてくださいながら、対応策をお聞きをしたいと思っております。これは市長からお願いしたいと思っております。

○**國井輝明委員長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま、農林課長から予算委員会の場できちんと答弁をさせていただきましたから、そういうふうに御理解をいただきたいと思っておりますし、職員が足りないのではないかという御質問でありますけれども、職員よりも事業者がなかなか忙しいというのが現状なのではないかと思っております。なかなかいろいろほかの、新聞などでもうまく発注してもなかなか決まらないなどというこ

とがありますけれども、我々職員としては、1つの係とか1つの課ということではなくて、もう少し忙しいときには忙しいなりに全庁的な体制で、そういう危機的な状況の場合には対応していくことをしているところであります。

そういったことで、1つの部署だけで仕事がしわ寄せになるということがないように配慮しながら、今後も市民の安全安心のために頑張らせていただければと思っているところでございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 反論するわけでないんですけれども、こういう被害があったときにはやはり担当の方が大変なんだと思います。そして、相互応援ということも寒河江ではやっているからこれも理解をします。

しかし、労基法に基づいて、36条協定に基づいて超過勤務の関係、時間外労働の関係、1年間の締結をしているわけですね。それがやはりオーバーするということが組合側へも再度要請するような事態があるんです。相互応援しても1年間決めたやつを超えるという事態もあるので、ぜひそういうことを受けとめて対応していただきたい。

反論するわけでありませんが、そういう実態がありますので、ぜひ受けとめて対応していただきたいと思います。それこそが市民の安全安心を担保することになるんだということを受けとめていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第61号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第61号第3表について質疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 先ほどの質問でも申しあげましたが仕様書のパートのシフトについてはわかりました。そこで特にお尋ねしたいのは、人件費に盛られています人数が責任者及び管理人が2人となっておりますので、これは当然この指定管理者の方は、職員といいますか、社員になりますか、わかりませんが、正規雇用と考えてよろしいんですか。

○**國井輝明委員長** 月光生涯学習課長。

○**月光龍弘生涯学習課長** 仕様書でお示ししていますとおり、管理責任者と管理人という形で正規雇用はお願いしているところでございます。そのほかの部分についてはパートで、シフトで対応していただきたいということをお願いしております。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第61号第4表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○**國井輝明委員長** 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	議第61号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、 歳出第9款、歳出第10款、第2表、第3表、第4表
厚生分科会	議第61号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款
建設経済分科会	議第61号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款

散 会 午前10時44分

○國井輝明委員長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。